

2011年7月25日

IFRS 財団御中

日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

「戦略レビュー」についての意見書

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、表記レビューに対して意見書を提出する。

1. 全体について

IFRSF の次の 10 年間に向けて包括的な「戦略レビュー」をまとめられた評議員会に対し敬意を表す。我々は基本的に「レビュー」を妥当なものとして支持するが、さらに改善できる点があると考えている。第 1 にミッションの点で、「レビュー」はアドプシオンとコンバージェンスを 2 分法的に捕らえているが、より柔軟に考えるべきである。最終的に世界中の国がフル・アドプシオンするのが理想であるが、日本と米国という 2 大国のアドプシオンにも数年が必要であり、その先には中国とインドのアドプシオンが課題になる。これらの国のアドプシオンを容易にするとともに、そこに至までの期間においてはコンバージェンスは重要な役割を果たすものである。第 2 にプロセスに関して、我々はこれまでの IASB の基準開発プロセスには問題があり、評議員会はデュー・プロセスの監視にもっと力を発揮すべきであると考えている。これらの点については、追って詳しくコメントしたい。

2. ミッション（使命）について

・アドプシオンが前提で、コンバージェンスがアドプシオンの代用にはならないという意見（A2）に理想的には同意する。ただし、戦略レビューは日本および米国が「アドプシオンに関して前向きな決定を行うであろうと考えている」（Summary）としている。仮に、両国がこの前提に反してアドプシオンをより時間をかけ、慎重に行うという決定をした場合には、両国が最終的にアドプシオンを決定しやすい環境を整えるためにも、コンバージェンスにつき、より積極的な評価を与えるべきであろう。

・コンバージェンスがアドプシオンの代用にはならないという意見（A2）は、IFRS が世界中でアドプシオンされた後で、それが各国/地域で同じように運用されていることを前提にしている。ここから、次の 2 点が重要になる。第 1 に、各国/地域が同じような運用が出来るような十分で理解が容易な適用ガイダンスを提供することである。第 2 は、各国/地域における運用状況のチェック・システムの構築である。この点に関し、われわれは本年 2 月 18 日付の意見書で、IASB は各国の基準設定主体と協働してこの問題に取り組むべきだと指摘した（質問 6 への回答）。この観点から、戦略レビューの A3 および A5 を支持する。

3. ガバナンスについて

・IASB の独立性が維持されるべきであること (B1)、現在の 3 層構造が適切であること (B2) を強く支持する。

・なお、われわれはモニタリング・ボード (MB) 宛の 4 月 8 日付け意見書に記したとおり、MB の市中協議文書における提言の幾つかは、MB の権限を拡大し、現在の 3 層構造ガバナンスを実質的に 2 層にすることにつながりかねないことに懸念を抱いている。評議員会は「MB とレビューの結論を調整する」(Summary) としているが、調整にあたっては上記したわれわれの意見に十分配慮してもらいたい。

・ガバナンス構造の有効性を立証するために定期的なレポートを発行するという提案 (B4) を支持する。

4. プロセスについて

・IASB の作業計画表がたびたび後ろ倒しされ、リース・収益認識・保険・金融商品 (減損) といった大きなプロジェクトで公開草案 (ED) の内容と、最終的な基準が大きく乖離する可能性があることは、IASB の基準設定プロセスへの信頼性を揺るがす由々しき問題である。

・こうした事態が頻繁に生じているのは IASB のデュー・プロセスに問題があるといわざるをえない。具体的には、円卓会議やフィールドテストによる関係者の意見聴取のタイミングが遅すぎると考える。不十分な意見聴取に基づく、討議資料 (DP) や ED は現実から乖離し理想に走りすぎたものになりがちである。DP の前に意見聴取を開始すべきである。これを可能にするために、IASB のデュープロセス・ハンドブックは一部改訂が必要と考える。

・デュープロセス・ハンドブックは「コメント提出期限が終了し、関係者が提起した見解を IASB がレビューした時に公聴会 (public hearings、円卓会議を含む) を開催するのが最も有用であると考えられる。」(106 項) としているが、これを改め DP の前から公聴会を含むアウトリーチ活動を行い、関係者の意見を十分に聴取すべきである。 DP はある程度理念的なものであっても良いが、ED は最終的な基準に近いものとする必要がある。

・IASB のデュー・プロセスに問題があるということは、評議員会の監督が十分に機能してこなかったことを意味する。評議員会による監督を支援するために専任スタッフの採用を検討すべきだろう。さらに、監督機能を有効に発揮するためには、評議員の構成を見直すことも必要だろう。

・「IASB のデュー・プロセスの監督における評議員会に関する枠組みを明確化すべきである」(C2) というが、この枠組みには関係者からの意見聴取を十分前広に行うこと、また評議員会がどのように具体的に監督するか、を盛り込むべきである。

・世界で唯一用いられる質の高い会計基準を開発するためには、不断の研究開発努力が必要である。IASB 設立後の 10 年間で IFRS の整備が進んだが、概念フレームワークが未完であるように今後の開発が求められる点も多い。こうした観点から、「専任の調査担当者を設置する」という提案 (C6) を支持する。

5. 資金調達について

・資金調達システムが、組織の説明責任を果たし、基準設定プロセスの独立性を維持するものであること（D1）に同意する。

・われわれは2月18日付け意見書に記したとおり、定められた資金を負担していない国・地域がある現状は問題だと考えており、この問題解決の第1歩として、「出身の国・地域が応分の負担をするように努力しているか」を、評議員会における各評議員の業績評価項目として明記すべきと考えている。

以 上